

平成 28 年度 串本町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために定める。

2 適用範囲

本方針は、本町の全ての組織に対し適用するものとする。

3 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

4 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

5 調達実績の公表

この方針に基づき前年度に調達した物品等の実績の概要は、速やかに取りまとめ、町ホームページ等に記事掲載する等の方法により公表する。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。